

## ●結婚新生活支援補助金について●



この補助金は、新婚世帯が南あわじ市で新生活をスタートするにあたり必要となる住宅取得費、住居賃借費(家賃は除く)、引越費用の一部を補助するものです。

### ♡ 事業期間

令和2年度から令和11年度まで

【令和2年4月1日から令和12年3月31日】

### ♡ 補助対象世帯

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を受理された市内在住の新婚世帯

夫婦ともに婚姻日における年齢が**39歳以下**の世帯

新婚世帯の合計所得額が**500万円未満**※の世帯

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

夫婦ともに1年間継続して市内に居住する意思があること

新婚世帯全員が市税を未納していないこと

新婚世帯全員が南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

夫婦ともにこの補助金を受けたことがないこと

夫婦ともにこの補助金以外で、市から住宅取得に係る補助金等の交付を受けたことがないこと

### ♡ 補助対象費用

令和7年1月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

①住宅取得費 市内で新たに住宅を取得した費用

②住居賃借費 市内の賃貸住宅を賃借するために要した費用(敷金、礼金、仲介手数料)

※家賃は、補助の対象にはなりません。

③引越費用 引越業者や運送業者に支払った費用

### ♡ 補助金額

上記の①～③をあわせて、1世帯あたり

夫婦ともに29歳以下の場合:最大60万円

その他の場合 :最大30万円

## ♥ 必要書類

(共通)

- 南あわじ市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
- 戸籍謄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 夫婦の所得証明書または課税証明書
- 世帯全員の未納税額のない証明書(発行日から1月以内)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)

(奨学金を返還している場合)

- 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

(住宅取得の場合)

- 売買契約書または請負契約書のコピー
- 住宅取得に係る領収書のコピー

(住居賃借の場合)

- 賃貸借契約書のコピー
- 住居賃借に係る領収書のコピー

(引越費用を支払った場合)

- 引越費用に係る領収書のコピー



審査後、南あわじ市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第5号)を提出し、補助金が支払われます。

## ♥ 相談・申請受付

受付期間 令和2年4月1日～令和12年3月31日(10年間)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階)

※書類は直接持参してください。(郵送、ファックス、インターネット等では受付いたしません。)

【問合せ先】南あわじ市役所 総務企画部 ふるさと創生課  
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1  
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305  
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp